

29水管第2872号
平成30年2月27日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第294号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条
第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="347 370 918 402">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="672 454 1019 574">平成29年11月29日公表 平成29年12月28日一部改正 <u>平成30年 2月〇日一部改正</u></p> <p data-bbox="67 699 201 730">第1 (略)</p> <p data-bbox="67 769 660 801">第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p data-bbox="67 842 526 874">1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="78 917 257 949">(1)～(5) (略)</p> <p data-bbox="78 989 448 1021">(6) まさば及びごまさばの動向</p> <p data-bbox="112 1029 1120 1204">我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p data-bbox="112 1212 1120 1420">まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2016年</u>の資源量は<u>235万トン</u>である。親魚量から資源水準は中位と判断され、また、過去5年間 (<u>2012年～2016年</u>) の親魚量の推移から動向は増加と判断されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の <u>2016年</u>の資源量は <u>59万トン</u>で、親魚量から資源水準は低位、過去5年間 (<u>2012年～2016年</u>) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平</p>	<p data-bbox="1422 370 1993 402">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="1747 454 2094 526">平成29年11月29日公表 平成29年12月28日一部改正</p> <p data-bbox="1142 699 1276 730">第1 (略)</p> <p data-bbox="1142 769 1736 801">第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p data-bbox="1142 842 1601 874">1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="1153 917 1332 949">(1)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1164 989 1534 1021">(6) まさば及びごまさばの動向</p> <p data-bbox="1198 1029 2206 1204">我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p data-bbox="1198 1212 2206 1420">まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2015年</u>の資源量は <u>135万トン</u>である。親魚量から資源水準は中位と判断され、また、過去5年間 (<u>2011年～2015年</u>) の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の <u>2015年</u>の資源量は <u>77万トン</u>で、親魚量から資源水準は低位、過去5年間 (<u>2011年～2015年</u>) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごま</p>

洋系群の2016年の資源量は23.4万トンで、親魚量と資源量から資源水準は中位、過去5年間(2012年～2016年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の2016年の資源量は13.1万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間(2012年～2016年)の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(7) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2017年の資源量は21.7万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去5年間(2013年～2017年)の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2017年の資源量は96.8万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去5年間(2013年～2017年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(8) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1～3 (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000

さば太平洋系群の2015年の資源量は44万トンで、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間(2011年～2015年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の2015年の資源量は10万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間(2011年～2015年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(7) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2016年の資源量は33.4万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去5年間(2012年～2016年)の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2016年の資源量は90.6万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去5年間(2012年～2016年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(8) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1～3 (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000

5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注3) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

・まあじ：43,400トン

・まいわし：160,000トン

5～6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600

5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(新規)

5～6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	

		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) ずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(新規)

(注2) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 数量については、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) ～ (6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	13
山形県	81
新潟県	347
富山県	52
石川県	359
福井県	298
京都府	56

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) ～ (6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	13
山形県	81
新潟県	347
富山県	42
石川県	359
福井県	228
京都府	56

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(2) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(新規)

(1) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島

県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(3) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(4) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

第7～第12 (略)

県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(新規)

(2) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(新規)

(新規)

第7～第12 (略)